

2023-11 税務・労務・法務情報

・ RR (Revenue Regulation)

2023-13 経済特区登録企業（国内市場向け事業者）のVAT登録選択ガイドライン

経済特区登録企業 (Registered Business Enterprise : RBE) のうち、国内市場向け事業者 (Domestic Market Enterprise : DME) に係るVAT登録についてのガイドラインです。これは、CREATE法施行時点での既存登録事業者に対する経過措置として付与される優遇措置 (10年間継続適用) のうちの国内調達に係るVATの取扱 (現在最も混乱しているもの) について定めるものです。

1. 選択的VAT登録・・・RBEのうちDMEとして登録している事業者で経済特区内に存するものは、10年間の経過措置として5%簡易課税制度の適用を受けることができる。VAT課税事業者としての登録も可能とされている。但し、所属するIPAから「5%簡易課税適用+VAT課税」証明書を取得しなければならない。この証明書発給申請には、以下の書面を添付して申請する。

- a. VAT課税事業者を選択する旨の申請書
- b. VAT免税特権を放棄する旨の宣誓供述書 (所定書式あり)
- c. IPAが要求する他の書面

このVAT免税特権の放棄は取消不能とする。VAT課税事業者を選択し、IPAからの証明書が発給された場合は、所轄税務署にその旨の届け出をしなければならない。

2. モニター及び報告義務・・・各IPAは、同証明書を発給した企業リストを四半期末から20日以内にBIRの「調査情報・免税優遇部門」 (Audit Information, Tax Exemption and Incentive Department ; AITEID) に提出しなければならない。

3. 本規則の適用を受ける経済特区内DMEは、CREATE法修正IRR発効前の期間について、VAT還付請求をすることはできない。

4. 本規則の発効日・・・2023年11月15日

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)